平成２２年（フ）第２２０号
青森市大字新城字平岡377番地12
債務者　三橋　仁志
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月28日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３３号
青森県五所川原市金木町蒔田桑元38番地
債務者　吉田　善行
1　決定年月日時　平成22年５月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月29日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第６４号
青森県五所川原市大字石岡字藤巻16番地１
債務者　三橋　惠子
1　決定年月日時　平成22年５月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月29日午後２時
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第６５号
青森県五所川原市大字石岡字藤巻16番地１
債務者　三橋瀬梨香
1　決定年月日時　平成22年５月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月29日午後２時
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第５８３１号
東京都足立区千住４丁目28―10
債務者　岸　　和男
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月22日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４号
広島県府中市府中町１番地３
債務者　浅尾　祐士
1　決定年月日時　平成22年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月29日午後１時10分
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第６２号
長崎県佐世保市原分町1723番地
債務者　地下　貴宏
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月９日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第６４号
長崎県佐世保市吉井町直谷1166番地12　直谷コーポ202、旧住所長崎県松浦市調川町上免405番地
債務者　田中真紀子
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月９日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第７５号
長崎県東彼杵郡波佐見町湯無田郷1826、住民票上の住所長崎県東彼杵郡波佐見町湯無田郷914番地９
債務者　中村喜恵子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１０６号
長崎県佐世保市横尾町535番地２、旧住所佐賀県西松浦郡有田町丸尾丙2119番地４
債務者　法村　史光
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月９日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１０８号
長崎県東彼杵郡川棚町中組郷1135番地１、旧住所福岡市東区土井４丁目25番３号
債務者　坂本　弥生
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月９日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１１４号
長崎県佐世保市若葉町10番６号　山縣マンション201号、旧住所長崎県佐世保市上町７番７号　吉田ビル４Ｆ
債務者　近藤　克實
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月９日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１２０号
広島県尾道市因島土生町長崎下区2091―１
合田方小川工業所、住民票上の住所長崎県佐世保市鹿町町下歌ヶ浦811番地65
債務者　村田　新悟
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１２７号
長崎県佐世保市瀬戸越２丁目21番12号
債務者　永石　和代（旧姓迎）
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月９日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１３０号
長崎県佐世保市木風町1393番地５
債務者　近藤　頼子
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月９日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第２４７号
静岡県藤枝市駿河台５丁目５番３―201号
県営駿河台西団地２棟201
債務者　木崎　徳則
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部